

令和6年度 個別避難計画の取組について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

令和5年度は一部の地区で個別避難計画の作成を進めましたが、令和6年度より、対象区を18区に拡大し、個別避難計画の作成を進めます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

個別避難計画の作成にあたり、対象者に同意確認書を郵送します。

対象者から相談があった場合は、同意確認書に記載されている問合せ先（公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会（連絡先：045-514-3152））をご案内ください。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

個別避難計画の作成にあたり、対象者に同意確認書を郵送します。

対象者から相談があった場合は、同意確認書に記載されている問合せ先（公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会（連絡先：045-514-3152））をご案内ください。

3 事業概要

別紙参照

健康福祉局福祉保健課

担当 災害時要援護者支援事業担当

電話 045-671-4056 /FAX 045-664-3622

メール kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp

令和6年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

2 令和6年度の取組

次のとおり、個別避難計画の作成を進めます。

(1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報の取扱い等の同意確認が取れた方のうち、

- ・ 独居等で支援者がいない方
 - ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方
- 等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

(2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。
各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

<個別避難計画作成の流れ>

横浜市= 市

福祉専門職= 専

事業フロー	役割分担	内容
1 対象者抽出	市	ハザード、身体、世帯状況等から対象者を抽出
2 対象者への同意確認	市	1で抽出した対象者に「同意確認書」を送付し、「計画の作成」「個人情報の取扱い」等について同意を取る
3 福祉専門職による計画の作成	市 専	計画作成(早期着手)の優先度を決定 優先度の高い対象者から、福祉専門職により計画を作成し、横浜市に提出
4 計画の確認	市	3で提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認 必要に応じて福祉専門職に修正を依頼



【担当】

横浜市健康福祉局福祉保健課

電話：045-671-4056

Mail：kf-saigaiyengo@city.yokohama.jp